

公益社団法人日本地震学会 学生優秀発表賞 規定

2010年7月23日制定

2011年1月14日改正

2012年10月1日改正

2013年11月29日改正

2015年7月7日改正

(定義)

第1条 本規定は、学生による優れた研究発表を奨励し、研究発表技術の向上を目指すために、公益社団法人日本地震学会が学生正会員に対して贈る「日本地震学会学生優秀発表賞」に関して定める。

(授賞対象)

第2条 本賞の対象は、日本地震学会秋季大会において発表者として研究発表を行い、なおかつ所定の手続きにより授賞対象となることを希望した学生正会員とする。なお、本賞の既受賞者は対象から除く。

(受賞者数)

第3条 授賞件数は各大会において授賞対象者の一割程度とする。

(選考)

第4条 受賞者の選考は、別に定める選考要領により組織された選考委員会が行う。選考委員会は大会終了後速やかに受賞候補者を選考し理事会に諮る。理事会の承認を以って受賞者決定とする。

(公示)

第5条 理事会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、「地震(ニューズレター部)」に受賞者名及び受賞対象の研究発表題目を公示する。

(表彰)

第6条 受賞者には理事会における授賞決定後に賞状を贈る。また社員総会の場において、受賞者の報告を行う。

(取り消し)

第7条 理事会は、授賞後授賞対象の研究において不正が認められたとき、さかのぼって授賞を取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。